

「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」中央環境審議会  
廃棄物・リサイクル部会意見具申（案）に寄せられた意見及び考え方・対応

．概要

平成16年12月にとりまとめられた「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申（案）につき、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成16年12月15日（水）～平成17年1月11日（火）
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

．受付意見件数

合計 76件（のべ 360件）

提出意見の中に複数の項目について意見が述べられているものもあり、のべ意見数は360件であった。

．受付意見の概要

意見（のべ意見数）の内訳は以下のとおりであった。

1．背景	10件
2．基本的視点	6件
3．(1) ライフスタイル見直しのための普及啓発・情報提供・環境教育等の推進	21件
(2) 一般廃棄物処理コスト分析及び効率化の推進	16件
(3) 有料化の推進	63件
4．(1) 広域的な取組の推進	35件
(2) 一般廃棄物処理システムの最適化	112件
(3) 戦略的な目標設定と総合的施策の推進	3件
パブリックコメント対象外の意見	94件
合計	360件

・寄せられた意見に対する考え方・対応

1. 背景

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
<p>・杉並病等の有害化学物質による健康被害等まだ克服していない問題は多数あるという認識を持っていることを明記すべき。</p>	<p>・有害化学物質による健康被害等、科学的に未解明な問題が残っていることは否定しませんが、現在の一般廃棄物処理の状況を総括する視点からは、原文の記述は適切なものと考えます。</p>	2
<p>・一般廃棄物処理の現場や地域社会において生じている問題・一般廃棄物の削減等3Rが進まない原因についても言及すべき。</p>	<p>・本意見具申では、地域社会における問題や3Rが進まない原因について考察した上で、一般廃棄物処理の在り方について提言を行っております。</p>	1
<p>・3RではなくRefuseを加え、4Rとすべき。</p>	<p>・御意見のRefuseはReduce(発生抑制)のうちに含まれる概念と考えます。</p>	1
<p>・「しかしながら、一般廃棄物に関する現状を見た場合、循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理法に基づく基本方針に定められた3R(レデュース、リユース、リサイクル)の目標に向けて、排出量を削減していかななくてはならないにも拘らず、ここ数年横ばい傾向にあることや、一般廃棄物中の廃プラスチックの処理が容器包装リサイクル法によって行われていない自治体がまだ多数あるなど、循環型社会形成に向けての取組みは必ずしも十分とは言えない状況である。」と修正すべき。</p>	<p>・御意見の内容は否定しませんが、当該部分は一般廃棄物処理の現状を審議の背景として記載している部分であり、簡潔な表現にとどめることとしました。</p>	1
<p>・周辺環境・住民の健康を損なっている事例があるから迷惑施設であることを明記すべき。 ・迷惑施設という表現は実情を踏まえておらず、不適切である。</p>	<p>・適切に設置され、維持管理されている廃棄物処理施設については、住民の健康を含め生活環境に対する問題はないものと考えます。一方、汚物や不要物である廃棄物を処理する施設の立地に当たっては、現実に住民からの反対運動等が発生していることから「迷惑施設」と表現したものです。</p>	2 1
<p>・主体となるべきは国であり、地方自治体ではないことを明記すべきである。</p>	<p>・地方公共団体も循環型社会形成の重要な主体の一つと考えます。</p>	1
<p>・3R全てに重点を置くのではなく、3Rには優先順位があることを踏まえた取組を行うべき。</p>	<p>・「循環型社会形成推進基本法に定める優先順位にしたがい、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分に関する施策を充実・展開させることが必要である。」と記述しているところです。</p>	1

## 2. 基本的視点

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
・基本的視点の中に地球温暖化防止の観点も取り入れるべき。	・御意見を踏まえ「また、天然資源の枯渇や地球温暖化が重要な問題となっている。」と追記します。	1
・焼却・埋立をせず、ごみの発生を無くしていくという視点を盛り込むべき。	・循環型社会形成推進基本法に定める優先順位にしたがい、まずは廃棄物の発生抑制、再使用を推進すべきと記述しているところです。	1
・江戸時代の高度なりユース文化に触れるべきである。	・歴史的考察については、我が国が近代国家として成立した明治時代以降の状況を中心に記述することとしました。	2
・温暖化防止が喫緊の課題であることや数年後には日本人口が減少することなども視野に入れた方向性を示すべき。	・熱回収の推進は化石燃料の消費の削減にも資するものと考えます。また、人口減少の問題については地域の偏りが大きく、今後の一般廃棄物処理の一般的な方向性を提言する本意見具申では言及しておりません。	1
・ごみを半減するにはどうしたら良いか、ゴミゼロ社会を目指すにはどうしたら良いかという視点を盛り込むべき。	・本意見具申では御意見のような視点、すなわち循環型社会の形成という視点から種々の提言を行っております。	1

## 3. 普及啓発や経済的インセンティブ等による発生抑制・再使用の推進

### (1) ライフスタイル見直しのための普及啓発・情報提供・環境教育等の推進

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
・ライフスタイル見直しのため、商品(製品)ごとに当該商品の原料調達、製造、加工、流通、保管の過程に使用したエネルギー(原油換算)消費量を商品群ごとに点数化して消費者に提供すべき。	・実施可能性の問題があるため、今後の審議の参考とさせていただきたいと考えます。	1

<p>・意識啓発等は10年以上前から言われていることが効果が現れていない。住民・事業者・行政の責務を明確化し、それぞれの数値目標を設定し、それに向けた取組を義務化すべき。例えば公共機関主催のイベント等では、使い捨て容器は禁止しリユース容器使用の義務付けを検討すべき。</p>	<p>・住民・事業者・行政の責務等については、循環基本法や同法に基づく基本計画等の中にすでに明確化されているところです。公共機関主催のイベント等におけるリユース容器の使用なども今後推進すべき事項の一つと考えており、その旨提言しています。</p>	<p>1</p>
<p>・自治体には環境の専門家がおらず、環境学習や普及啓発の方法の方針も国が示すべき。</p>	<p>・国においては、現在、実施・支援している普及啓発や情報提供活動を今後も引き続き充実させていくべきと提言しているところであり、御意見の内容については当該提言に含まれるものとなります。</p>	<p>1</p>
<p>・保育園・幼稚園・小学校において、循環型社会形成の為の生活や事業活動の在り方についての教育を取り入れるべき。 ・環境学習リーダーを養成し、普及すべき。 ・文部科学省との連携等、各省の横断的な支援体制の確立が望まれる。</p>	<p>・本意見具申では、環境教育の重要性についても言及しており、いただいた御意見は今後環境教育を実施していく際に参考にすべきと考えます。</p>	<p>2 1 1</p>
<p>・エコマネーは特定のシステムの名前であるため、ここでは「地域通貨」と表記すべき。</p>	<p>・御指摘を踏まえ修文します。</p>	<p>1</p>
<p>・単なるパンフレットや講演会の開催では効果に限界がある。情報公開と市民参加をより勧めるべき。</p>	<p>・本意見具申では、住民一人一人の活動の重要性や、情報提供により住民の理解と協力を求めていくことの重要性について言及しているところです。</p>	<p>1</p>
<p>・ゴミゼロ推進全国大会の実施などをさらに充実させるべきで、市民レベルで取り組んでいる団体などへの支援をどんどんして頂きたい。</p> <p>・国はゼロ・ウェイスト宣言を行い、地域にあった方法でのゼロ・ウェイストを支援すべき。 ・住民が実際に取り組んでいるごみ減量の取組を紹介し、住民に紹介することが重要。自治体の各種イベントも住民参加で作り上げることが必要。 ・ごみ減量に関するパンフレットを国が作成すべき。 ・プラスチックの利便性による弊害を製造者・消費者への認識を徹底すること。</p>	<p>・本意見具申では引き続き普及啓発等に関する施策の充実を努めることが重要と指摘しており、御意見を参考としつつ、今後、国や地方公共団体が施策を検討していくことが重要と考えます。</p>	<p>1 1 1 1</p>

<p>・発生抑制や再使用のための具体的な方法が示されていない。</p>	<p>・本意見具申では、市町村による発生抑制や再使用の推進のための方策について記述しており、普及啓発・情報提供・環境教育や、経済的インセンティブの活用(有料化の推進)を掲げているところです。</p>	<p>7</p>
-------------------------------------	---	----------

(2) 一般廃棄物処理コスト分析及び効率化の推進

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
<p>・コスト分析にあたっては市民に対する分かりやすい情報公開が期待される。</p>	<p>・御意見のとおりであり、その旨記述しているところです。</p>	<p>2</p>
<p>・コスト分析は、廃棄時点のコスト分析が行われているが、製造から廃棄までのトータルで比較することが重要で、そのための研究及び情報提供が必要である。</p>	<p>・本意見具申は市町村による一般廃棄物処理の在り方に関する提言のため御意見の視点については言及しておりませんが、今後、知見の充実を図っていくべき事項であると考えます。</p>	<p>1</p>
<p>・コスト分析は是非とも必要であるが、環境に配慮した上での効率化であるべき。</p>	<p>・環境に配慮した上で循環型社会形成のための取り組みを進めることは当然と考えます。</p>	<p>2</p>
<p>・「国として標準的な分析手法を提案していくべきである。」とし、提案主体が国であることを明確にすべきである。</p>	<p>・御意見を踏まえ「国において、コスト分析に係る諸課題を検討し、標準的な分析手法を提案していくべきである」と修文します。</p>	<p>1</p>
<p>・コスト計算については市民の間でも行われており、この活動を参考にする事。          ・市町村の人口、地形、その他の諸条件を考慮すべきである。          ・コスト分析には廃棄物焼却施設の撤去に係るコストも含めるべき。          ・コスト分析については、民間企業や産廃業者と比較すべく、民間と同じ会計基準を導入すべき。          ・以下の項目をコスト分析の対象とすること。              焼却・埋め立て・海洋投入処分によるコスト              これまでに埋め立てた最終処分場の管理コスト              不法投棄による環境汚染の浄化・原状回復コスト</p>	<p>・御意見については、今後、標準的なコスト分析手法を検討していく中で参考とすべきと考えます。</p>	<p>1 1 1 1</p>

今日までに市町村の一般廃棄物焼却施設に国や自治体から投入された資金の経年額		
・一般廃棄物の収集方式については、戸別収集よりもコストが低いステーション方式による収集の方を積極的に推進すべき。	・本意見具申では一般廃棄物処理システムの最適化を図るべきと提言しており、市町村が最適化を進めるに当たり、市町村において、御意見を参考にしつつ収集方式等について検討されるべきものと考えます。	1
・公共施設から排出されるごみについては、許可業者ではなく市町村が直営で収集することとすればごみ処理費用の軽減に繋がる。		1
・コスト分析には住民の代表も加えた形とするなど、コスト分析にあたって説明責任と情報開示による透明性の確保をはかるべき。	・本意見具申では、標準化された分析方法に従ってコスト分析を行い、その結果を開示していくべきと提言しています。	3

### (3) 有料化の推進

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
・有料化はごみ減量化に効果がないのではないか。	・今回の当部会の審議に提供された調査結果において、一定の減量効果が確認されているところです。なお、他の手法との組み合わせによる総合的施策が重要であることは御意見のとおりであり、その旨記述しております。	1
・有料化がもたらすごみ減量効果をより検証すべき。		2
・部分導入も含めると全国の7割の自治体が導入済みであるのにも関わらず効果は余りない。有料化は効果がないことの検証を行うべき。減量効果があった市町村は有料化と他の手法を組み合わせてごみ減量を達成している。		2
・高齢者にとってはごみの分別が負担になっているのに、ごみの有料化も行うと高齢者にとって更に負担となる。	・これらの御意見については、国において有料化の導入に係るガイドラインを作成していく際や、市町村が実際に有料化を導入していく際に留意又は参考とすべきと考えます。	1

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化の効果は市民の意識改革である。有料化に対しては賛成だが、現在の少額負担では効果がない。独立採算できるくらいの意気込みでやるべき。用途についても、あまり効果のない普及啓発に使用するのでは意味がない。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金の徴収方法については、従量制ではなく、ごみ質の違いによる処理コストに応じて徴収すべき。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化を進めるにあたっては、資源ごみの無料回収の仕組みが身近にある等住民が排出抑制・資源化に参加できる仕組みが身近にあることが重要であり、自治体はこうした仕組みを整えるべき。</li> </ul>		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リバウンド対策をもっと具体的に示すべき。</li> </ul>		3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみは家庭ごみとは切り離して議論し、適正な費用を徴収すべき。</li> </ul>		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が有料袋制を導入することで、ごみ袋製造に関わってきた事業者の領域が行政により接收されている。国が優良なものを推進するのならば、シール制の推奨等、自治体が市場競争を阻害しない方法を国から自治体に対し指導して欲しい。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインは分かりやすく、市町村が導入しやすいものとして欲しい。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみの処理については無料、そうでないごみの処理は有料とし、ごみ減量に対するインセンティブが働くようにすべき。</li> </ul>		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税と有料化の関係を明確化しておくべき。</li> </ul>		3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理には公の資金が既に税金から投入されており、今も有料化されているのではないか。</li> </ul>		5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化により不法投棄が増え、適正に処理をしている人がその処理費用まで二重に負担することとなるため、不公平感が逆が増すと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の有料化の導入に当たっては、不法投棄対策等の事項についても十分な検討を行った上で導入する必要があると考えており、その旨提言しているところです。なお、有料化してもそれほど顕著な不法投棄の増加は見られないという指摘もあります。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リバウンド、不適正排出、不法投棄の助長が懸念されること、また広域的な取組を進めていく上で不公平感が生じる恐れも考えられるため、慎重に取り扱うべきである。</li> </ul>		2

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化を進めると家庭の生ごみをディスポーザーで処理して流してしまう人が増える。よって河川や海洋汚染に繋がる。</li> <li>・有料化による不適正排出の増加により分別の不徹底が進むのではないか。</li> <li>・不法投棄が増えるのではないか。</li> </ul>		<p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">4</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理の有料化は地方自治法227条に違反しているのではないか。</li> <li>・導入を裏付ける法的根拠が不明。自治法227条違反ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理サービスは住民各自の利益のためになされる役務の提供であることから、一般廃棄物処理の有料化は地方自治法227条に違反するものでないとの見解であると聞いています。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">2</p> <p style="text-align: right;">1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化を行うにあたっては自治体は正確な処理コストを開示し、有料化による収入等を使い道を住民に示すべき。</li> <li>・ごみ処理の有料化よりもごみ処理費用の透明化を図るべき。</li> <li>・住民に十分説明を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化の導入に当たっては、住民に対する説明責任を果たすことが必要であり、一般廃棄物処理コストに関する情報開示が重要である旨提言しています。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化を国で審議していることは地方自治への介入であり、地方自治体の裁量に委ねるべきではないかはないか。</li> <li>・随所に国の積極的支援を強調しているが、これは市町村の固有事務に対する介入ではないか。</li> <li>・国はこうした自治体の条件整備に対して支援を行うべきで、一律に有料化を義務付けるべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法に基づき、環境大臣は「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を策定することとされており、その内容について当審議会でも審議することは妥当なものと考えます。なお、有料化の導入については、最終的には個々の市町村の判断に委ねられることとなります。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">4</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理の有料化については生ごみの簡易処理を国民に義務付ける等他の施策の導入を平行して検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村においては、循環型社会形成を目指して、有料化やその他一般廃棄物処理システムの見直し等を組み合わせて総合的な施策を実施すべきと考えます。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化導入に伴う不定生排出や不法投棄の抑制対策等の強化については国が行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の役割は有料化に伴う留意事項に関する考え方や検討の進め方等について、ガイドラインを取りまとめることにより市町村の取組を支援することであり、実際の現場での取組については市町村が行うべきものと考えま</li> </ul>	<p style="text-align: right;">1</p>



	す。	
・行政自身が経費節減や処理効率化に取り組むことの方が重要。	・経費削減や処理の効率化の重要性は認識しており、本意見具申でも、コスト分析や廃棄物処理システムの最適化の重要性について提言しているところでは。	5
・発生抑制や再使用のための具体的な方法が示されていない。	・本意見具申では、市町村による発生抑制や再使用の推進のための方策について記述しており、普及啓発・情報提供・環境教育や、経済的インセンティブの活用(有料化の推進)を掲げているところでは。	7
・環境税と有料化の関係を明確化しておくべき。	・有料化は税金にはよらない方法で一般廃棄物処理に関する料金を徴収するものであり、環境税とは直接関係ありません。	1

#### 4. 適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築

##### (1) 広域的な取組の推進

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
・広域処理を進めるあまり、自区内処理の原則をおろそかにすべきではない。	・一般廃棄物の処理責任は市町村にあります。必ずしも当該市町村区域内での処理を原則としているわけではなく、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムを構築する観点から、地域の実情に応じた検討を行った上で、広域的な取組を進めることが必要と考えます。	3
・広域化によりごみ処理の責任の所在が不明確になるのではないかと。		2
・広域化にあたってはごみ減量化等の施策に伴う適切な将来予測により施設が過大にならないようにすることが重要。	・実際に廃棄物処理施設を整備する場合には、御意見を参考にしつつ、適切な整備計画を検討すべきと考えます。	2
・広域的な取組も良いが、効率的な処理を行うには、過大な施設とならない範囲内において産廃との混合処理も検討すべき。		2
・広域な範囲でごみ処理を行う場合と地域分散でごみ処理を行う場合の比較分析が不十分ではないかと。	・マテリアルリサイクルについては、リサイクルが事業として成り立つためには一定量以上の廃棄物が定常的に供給させる必要があること、熱回収については、効率的に行うには一定以上の規模の処理施設でなければ不	1

<p>・災害はまだまだ、マテリアルリサイクルや熱回収については広域化をしなければならない理由についての分析が不十分。</p> <p>・非常時の広域的な協力体制や連携は必要であるが、まず広域化を前提とするべきではない。</p> <p>・広域化は災害廃棄物の管理等に限定すべき。</p>	<p>可能であることなどから、広域化した上で集約的な処理を行うべき場合がある旨提言しています。</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>1</p>
<p>・災害廃棄物については、一般廃棄物・産業廃棄物によって処理できる者が決まっているため、実際の処理に際して支障を生じているケースが多かったと思われる。災害廃棄物については一廃・産廃とは別の概念を設け、迅速な処理を行うことができる体制を整備すべき。</p>	<p>・災害廃棄物は、地方自治体によって処理されるか、地方自治体から民間業者に委託して処理されることとなりますが、後者の場合について、委託される民間業者には一般廃棄物処理業の許可は不要とされているため、御意見のような支障は生じないものと考えます。</p>	<p>1</p>
<p>・施設自体が災害に遭った時の環境汚染のシミュレーションを行うべき。</p>	<p>・災害時の環境汚染シミュレーションについては、災害の種類、規模等がさまざまであり、一律なシミュレーションは困難であり、今後の検討課題と考えます。</p>	<p>1</p>
<p>・災害に対する対応としては臨海部を活用すべき。</p>	<p>・災害廃棄物処理に当たり、臨海部を活用することが有効な場合もあるとは考えますが、地域の実情を踏まえて処理の在り方を検討すべきと考えます。</p>	<p>1</p>
<p>・日本の廃棄物をさらにエネルギーを使って輸出した新たなものにエネルギーを使って製品化することは二酸化炭素の排出増にもつながるため、まずは発生抑制を第一に取り組むべき。</p>	<p>・発生抑制に第一に取り組むべきことは御意見のとおりです。</p>	<p>1</p>
<p>・安全性確保の観点から、越境移動に関係する各国が同一の基準で、「適正な工場である」と認定する処理工場に輸送できる制度を創設すべき。</p>	<p>・本意見具申は、市町村による一般廃棄物処理の在り方について提言したものであり、国際的な取組の在り方については言及しておりませんが、御意見は今後の審議の参考とさせていただきたいと考えます。</p>	<p>1</p>
<p>・アジアを中心とする諸外国に廃棄物を輸出する際には資源利用の公正性、システムの持続可能性等の観点から慎重に検討すべきである。</p>	<p>・御意見のとおりであり、輸出先において環境汚染等の問題を生じることのないよう、廃棄物処理法、パーゼル法等による対応を徹底するとともに、適切な管理体制の下でトレーサビリティを確保しつつ行われるべき旨提言しています。</p>	<p>1</p>
<p>・広域処理をしなければ補助金が出ないというような制度は廃止すべき。</p>	<p>・環境省では新たに循環型社会形成推進交付金制度を創設し、3Rの総合的推進のため市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に施設整備を推進することとしている一方、離島や過疎地域等について</p>	<p>1</p>

	はその特殊性に鑑み広域処理を必須とはしない交付金制度を創設したと聞いています。	
・最終処分場と資源化施設を併設する場合に補助率を嵩上げすることにより、地域偏在や長距離輸送を解消し、各都道府県内での処理を行うことが重要。	・最終処分場と資源化施設を併設する場合にのみ補助率を嵩上げすることには、合理的理由がないものと考えます。	1
・広域圏での施設整備は製造事業者に行わせるべき。	・一般廃棄物の処理は廃棄物処理法上市町村の事務とされており、広域圏であることをもって製造事業者が施設整備を行うべきものとはならないと考えます。	1
・広域的な取組に際しては、コストが低減されることだけではなく、環境負荷低減に資することを条件にして進めるべき。	・御意見のとおりであり、広域的な取組は、環境負荷低減を前提としつつ、循環の利用や適正処理を推進するために行うものである旨提言しています。	4
・広域化により、スケールメリットに走り、分別が単純化されるのではないか。	・広域化により、むしろ単独市町村ではなしえなかったごみの再資源化が可能になる場合も多いと考えます。なお、必ずしも分別区分数が多いことが好ましいというわけではありません。	1
・広域化にあたっての都道府県の役割分担を明確にするとともに、国の都道府県に対する支援を充実すべき。	・御意見については、新たに創設する循環型社会形成推進地域計画の策定を、関係市町村及び国とともに、都道府県も参加する協議会において進めることとしているものと聞いております。	1
・大量廃棄という観点からではなく、資源としての再生利用という観点から広域化を進めるべきで、それにあたって海運、鉄道輸送も検討すべきである。	・広域化は資源循環の促進の観点からも進めるべきものであり、必要に応じて海運や鉄道輸送も活用も検討すべきと考えます。	1
・少量の廃棄物を製品毎に広域的に処理しようとする非効率であるため、国の関与のもと総合的な回収システムを作るべき。	・御意見の趣旨が不明確ではありますが、全国で少量ずつ排出される廃棄物を再生利用するシステムの構築については、個々の製品等の特性を踏まえてその可能性を検討する必要があります。	1
・余裕を持った最終処分場の整備として、現有の最終処分場を掘り起こし、再生する制度を確立すべき。	・御意見の方法については地域の実情を踏まえて採用すべきと考えますが、近年、検討が進められ、実施事例も出てきているところと承知しています。	1
・最終処分場の設置にあたっては戦略的環境アセスメントを活用し、周辺住民の参画により行うべき。	・戦略的環境アセスメントについては方法論として確立しておらず試行段階にあると考えており、現時点では市町村の判断に委ねられるべきと考えます。	1

・広域的な一般廃棄物の処理を推進するにあたっては、その管理主体の活動については原則情報開示を義務付ける等、住民に説明責任を果たすような制度的担保を導入することが不可欠。	・広域的な取組であるか否かにかかわらず、一般廃棄物処理の主体は市町村等の地方公共団体であり、その活動内容に関する情報公開については、情報公開法等に基づき地方公共団体として適切に実施するものとされています。	1
・拡販活動では不十分であり、国の機関として「リサイクル製品用途開発研究所」等を設立すべき。	・御意見に関連する調査研究の重要性は認識しますが、当面は拡販活動等ソフト面の取組の充実が重要であると考えます。	1

(2) 一般廃棄物処理システムの最適化

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
・全国どこの市町村でも同じ排出ができる分類方法の確立が必要。	・国において一般廃棄物の標準的な分別収集区分や再資源化・処理方法の考え方を示すべきと提言しています。	1
・リサイクルコスト削減のためには、広域な範囲において分別方法を統一させるべきであり、そのための法律及び条例の整備を行うべき。		1
・8月6日付けの新聞報道のような問題を防止するため、有害物等を外部委託によって処理する場合には、自治体も電子マニフェストにより管理すべき。	・自治体が廃棄物を外部委託によって処理する場合について、その適正処理が完遂したことを確認すべきことは御意見のとおりですが、御指摘の報道事例はマニフェストにより管理可能な廃棄物の引き渡し部分に関して問題があったものではなく、各自治体が個別に管理・確認を徹底することが適切と考えます。	1
・各市町村が独自のごみ減量施策、処理システムを構築しているのは良いこと。地域差で混乱するのは一部の人のみである。職場と住居地の違い、転居先での変動等による分別の不徹底や分別意識の低下を口実に分別方法を一律にするのは疑問。	・隣接する市町村間でも分別区分が異なることがあり、分別区分の設定が適切かどうかについて住民や事業者から疑問が持たれ、結果的に分別意識の低下等を招いているのは事実と考えます。また、我が国全体として最適な一般廃棄物処理システムの構築の観点からも、国において標準的な分別収集区分や再資源化・処理方法の考え方を示すことは必要と考えます。	1
・広域な範囲におけるリサイクルシステム構築にあたり、日常生活の中で代表的なリサイクル製品として使用されている紙・木材・金属・ガラス等については、天然資源からの生産コストと、廃棄物のリサイクルによる生産コストを比較し、環境負荷のより少ない方法を選択す	・「国においては、廃棄物等の循環的な利用及び処分による天然資源の節約効果や環境負荷削減効果等に関する基礎情報の充実に努め、より積極的な情報提供を進めるべき」と提言しています。	1

<p>るためのガイドラインを作成すべき。</p>		
<p>・分別区分についても各市町村が実情に応じて決定すべき。</p> <p>・一般廃棄物処理システムについては、全国一律のシステムではなく、国が大きな枠を決め、実際に処理を行う市町村が、個別の対応に責任を持つという体制を構築することが重要。</p>	<p>・国では我が国全体として最適な一般廃棄物システムの構築に関する基本的な考え方を示し、市町村はその考え方に基づいて個別にシステムを構築していくべきと考えます。また、循環型社会の形成に向けての取組については、市町村を主体としつつ、国が積極的に支援していくべきと提言しているところです。</p>	<p>1</p> <p>1</p>
<p>・離島は輸送の関係から梱包材が多い、発生した廃棄物の処理に規模の経済性が働かない、搬出費用が高い等の理由から別のシステムが必要で、処理基準の緩和や補助の拡大等により独自のリサイクル施策が必要。この点について検討する必要性、検討する場を設置することの必要性について言明すべき。</p>	<p>・離島における廃棄物処理の特殊性を考慮することの必要性は認識しておりますが、本意見具申とは別に検討すべき事項であると考えます。</p>	<p>1</p>
<p>・最適な一般廃棄物処理・リサイクルシステムを構築するためには、事業系一般廃棄物を排出する事業者への理解と協力が不可欠であるため、「住民に対して」を「住民や事業者に対して」に、また、「住民の理解」を「住民や事業者の理解」に変更すべき。</p>	<p>・御意見を踏まえ修文します。</p>	<p>1</p>
<p>・PFI方式にとどめるのではなく、産廃処理業者による産廃と一廃の混合処理の推進に取り組むべき。</p>	<p>・一般廃棄物については、市町村や民間業者により適正に処理されている状況等を踏まえ、市町村の処理責任の下、効率的な処理・リサイクルを推進することが適当と考えます。</p>	<p>1</p>
<p>・PFIについては公正な競争入札と情報公開が行われるようにすべき。</p>	<p>・自治体がPFI方式を利用する場合には、公正な競争入札を行う等PFI法に基づき適切に実施することとされています。</p>	<p>1</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市におけるごみ減量化政策や徳島県上勝町でのゼロ・ウェイスト宣言等、地方自治体における取組について言及し、参考とすべき。</li> <li>・一般論としての在り方論議にとどまらず、現実に現場で実践的な取組を行って来ている市町村の具体例を踏まえた上で制度論議や評価分析を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本意見具申では各市町村における今後の取組の方向性を一般的に記述することとしております。なお、実際の市町村の施策の検討に当たっては、御意見のとおり、各地の取組事例を参考にすべきと考えます。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">4</p> <p style="text-align: right;">1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理センターの事業として選別センターの設置を追加すべき。</li> <li>・廃棄物処理施設を整備しなくとも、焼却灰をセメントの減量にする等の取組により最終処分場数の減少や小規模化を図ることができる。</li> <li>・廃棄物のリサイクル技術を集積した工場を公設民営で建設すべき。</li> <li>・焼却灰・汚泥・シュレッダーダストなどを広域的に一括処理する処理施設の建設を促進し、効率的に処理すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見については地域の実情に応じて検討すべきと考えますが、広域的処理による効率化や、再生利用の促進によって最終処分量を減らすことは重要と考えます。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別区分の決定にあたっては住民の意見を取り入れることが重要。</li> <li>・自治体ごとに現状の一般廃棄物の処理の仕組み、直営や委託の作業内容、コストの状況を住民に明らかにすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別区分を含め一般廃棄物処理システムの変更を行う際などには、的確な情報提供を行い、継続的に住民の理解と協力を求めていくことが重要である旨提言しています。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生抑制のための生ごみの資源化政策を法制度や交付金制度の活用等により一層推進すべき。</li> <li>・分別収集区分の検討については、高齢化社会の進展により増加すると予想される感染性廃棄物の扱いや、適正処理困難物により着目して記述すべき。</li> <li>・紙としてリサイクルする際に多量のエネルギーを要するこれらのごみはリサイクルせず、水に溶かしただけで紙になるものだけをリサイク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな種類のごみについては、地域の実情等に応じて、再資源化し有効利用を図ることが重要であり、御意見については、国において標準的な分別収集区分や再資源化・処理方法の考え方を検討したり、市町村において実際に一般廃棄物処理システムの検討を行ったりする際に参考とすべきと考えます。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">4</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>

<p>ルすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物のうち多くを占める紙類、プラスチック類、厨芥類に焦点を絞って減量化を進めるべきで、そのための処理施設の設置構想を立てるべき。</li> <li>・現在のリサイクル技術では汚れたプラスチックや複合材・複層材のプラスチックのリサイクルはコストがかかるため、ケミカルリサイクル等マテリアルリサイクル以外のリサイクルを推進すべき。</li> <li>・廃プラスチックのリサイクル手法については、廃プラスチックの発生・回収の状況に対応して選択することが肝要(加工段階・廃棄されたプラスチックはマテリアルリサイクルし、混合プラスチックや食品の汚れがついたものはケミカルリサイクルやサーマルリサイクルを行うべき。</li> <li>・資源の有効利用とコスト低減の両面から新たな処理方法と研究を推進することが重要。</li> <li>・廃プラスチックの扱いについては人口規模で区別するべき。</li> <li>・焼却施設があると分別がどうしても大雑把になることもあり、焼却施設に対する補助金制度を廃止し、生ごみの堆肥化といった資源循環型の施設に対し補助を行い、焼却は最小限にするべき。</li> <li>・廃プラスチックの発生抑制や再使用に対する取組が不十分であり、発生抑制、リサイクルに係る対策を徹底するべき。</li> <li>・容り法以外の既存の回収ルートが存在するものは分けて考えるべき。</li> </ul>		<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>4</p> <p>1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーマルリサイクルとは廃棄物発電を念頭においているが、発電効率は1/2以下であり、ボイラーの寿命を考えると更に経済的に他の発電方法に劣る。プラスチックは都市型の安全で安定した石油資源であり、再度石油に再生するための技術及びシステム(大規模コンビナート化)の再構築を国家プロジェクトとして研究開発すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱回収により、従前使われていなかったエネルギーを回収することとなります。廃プラスチックを石油に戻すためにはエネルギーが必要となることから、総合的に環境負荷を削減する観点を含めて検討が必要と考えます。</li> </ul>	<p>1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却禁止に向かっている世界の潮流の調査を行い、活用すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、EU諸国においては、埋立処分量の削減が進められています。焼却については増加している状況にあると認識しています。</li> </ul>	<p>1</p>

<p>・焼却は持続可能な循環社会に反し、資源の枯渇、地球温暖化、汚染物質排出による負荷の増進となることを認識すべき。</p>	<p>・今後の施策においては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、第五に適正処分という優先順位で取り組むべきこと、この優先順位は、環境への負荷の低減にとって有効であることを前提としなければならないことについては、循環型社会形成推進基本法に規定されているとともに、本意見具申においてもくり返し指摘しているところです。</p> <p>この考え方に基づき、発生抑制、再使用、再生利用等を進め、それでもなお残った廃棄物については熱回収を行うことが適当と考えています。</p> <p>廃プラスチックの焼却に伴うダイオキシン類や重金属等の有害物質発生の御懸念については、近年、ダイオキシン類対策として焼却処理に対する規制が強化され、高度な環境保全対策を講じることが義務づけられているため、問題ないものと考えています。</p> <p>なお、熱回収率の確保及び一層の向上は重要な課題であり、「効率のよい熱回収が可能な施設で実施すること」等を提言しているところです。</p>	2
<p>・廃プラスチックの焼却には反対。</p>		1
<p>・プラスチック焼却をしているのを議定書発効を期に禁止すべき。</p>		1
<p>・廃プラスチックの素材別安全性評価などを厳格に行い、積極的に情報提供すべき。製造事業者にも商品の安全性について情報提供するよう求めるべき。</p>		1
<p>・まず発生抑制に対する取組を進めるべき。また、プラスチックの焼却に伴い有害物質を広く薄く大気や大地にばらまくことになる。添加物の中には重金属を含む有害物質が存在しており、使用物質の規制を行うべき。</p>		3
<p>・ヒートアイランドが進む。</p>		1
<p>・タービン冷却水による汚染が進む。</p>		1
<p>・廃プラスチックの焼却は汚染が広がる。</p>		1
<p>・廃プラスチックの焼却は地球温暖化の原因となる。</p>		3
<p>・プラスチックの焼却によってダイオキシンが大量に発生し、バグフィルターへの損傷によるダイオキシンの放出や飛灰の処理、灰焼却炉の解体を考えると危険であり、かつ高コストな施策である。</p>		1



・廃プラの焼却による熱汚染と有害化学物質放出・温室効果ガスの二酸化炭素や水蒸気の排出に繋がる熱回収は推奨すべきではない。	7
・サーマルリサイクルは熱効率が10～20%と低く、回収、リサイクルとは言えない。	6
・廃プラスチックのサーマルリサイクルは最後の手段であり、発生抑制を最優先させるべきであり、そのための具体的な方策を示すべき。	3
・各自治体や民間企業が進めてきたマテリアルリサイクル等循環型社会への取組が全て無駄になるのではないか。	2
・鉄工所やアンモニア生産などでのプラスチックの適性にあつた、ケミカルリサイクルが確立しており、サーマルリサイクルを進める必要はない。	1
・プラスチックの直接埋立は原則禁止とすべき。	1
・廃プラスチックの扱いについてはLCA分析やコスト分析を行い、決定すべき。	2
・優先順位は分かるが、発生抑制や再使用に関する具体的な施策が示されておらず、結局はリサイクルルートのないプラスチックは全て燃やされる。結果、温暖化は促進され、公害対策コストも増大する。現在の発電効率は20%程度と非常に悪いこともあり、リサイクル施策により推進すべきである。	2
・安易に熱回収すると枯渇しつつある資源を燃やしてしまうことになる。	1
・発電効率の上昇と廃熱の有効利用が重要。	1
・プラスチックを燃やさない施策を検討すべき。	1
・廃プラ焼却による有害物質発生の危険性の調査を行うべき。	1
・廃プラスチックの焼却のより、大気汚染が進む。	1
・廃プラスチックの焼却により放出される重金属や多環芳香族炭化水素に対する規制を行うべきではないか。	3
・廃プラスチックの焼却による環境影響・健康影響に関するデータを明らかにすべき。	2
・廃プラスチックについては、ゼロエミッションを目指すべき。	1

<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却の推進は廃棄物の発生抑制に繋がらないのではないかと懸念。</li> <li>・添加剤等廃プラスチックに含まれる物質についての安全性の確保が重要。</li> <li>・焼却よりもガス化によるケミカルリサイクルを考えるべきで、国はガス化プラントに対して財政的支援を行うべき。</li> <li>・容リ法に参加している自治体数は全体の37%程度に留まっており、熱回収を推進すればこれらの自治体はコストのかからない焼却処分に流れていくのではないかと懸念。</li> </ul>		<p>1 4 1 1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチックの扱いについて国で審議することは地方自治への介入であり、地方自治体の裁量により決定すべきではないかと懸念。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法に基づき、環境大臣は「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を策定することとされており、その内容について当審議会で審議することは妥当なものと考えます。なお、廃プラスチックの取扱については、最終的には個々の市町村の判断に委ねられることとなります。</li> </ul>	<p>4</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化しても全連続施設の設置が困難な地域も多いため、こうした地域への配慮も必要。</li> <li>・熱回収(サーマルリサイクル、サーマルリカバリーとも呼ばれる)については、一定規模以上の全連続式焼却施設等、効率のよい熱回収が可能な施設で実施することが望ましく、地域の実情を踏まえつつ、施設の広域化・集約化を図るべきである。</li> <li>・廃プラスチックのガス化溶融炉は能力が高くてコストが高すぎるため、安易に自治体が税金で高度な装置を導入すべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見については、市町村が実際に施設整備を行う際に、地域の実情を踏まえて検討すべきことと考えます。</li> </ul>	<p>2 1 1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多種多様なプラスチック製容器包装の全てを分別リサイクルするのは消費者に負担を強いており、容器包装リサイクル法のより効率的な推進のためにも、また補助燃料が必要な焼却施設においてある程度廃プラスチックを混焼して化石燃料を節約することは妥当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見のとおりであり、発生抑制や再生利用を推進した上でなお残る廃プラスチックについては、熱回収により有効利用を図ることが適切としています。</li> </ul>	<p>1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装リサイクル法等個別リサイクル法推進の説明の後に熱回収に関する説明を行い、読者に個別リサイクル法を推進しなくとも焼却して熱回収すれば良い、というような誤解を与えないようにすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本意見具申においては、まず発生抑制、次に再生利用、それでもなおかつ残る廃プラスチックについて熱回収を行うこととしており、誤解を招く表記ではないと考えます。</li> </ul>	<p>1</p>

・焼却中心主義の継続のように読めてしまうため、もう少し発生抑制を強調した記述にすべき。		1
・一定のサーマルリカバリーがなされていることの検証方法を検討して欲しい。	・熱回収施設から回収される発電電力量や熱供給量などにより検証することが可能であると考えます。	1

### (3) 戦略的な目標設定と総合的施策の推進

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
・戦略的な目標設定や総合的な施策の具体例を示すべき。	・目標設定については、循環基本計画や廃棄物処理法に基づく基本方針に掲げられた目標を参考に、できる限り戦略的な設定を行うべきと考えます。施策の具体例については、広域的処理の推進等、本意見具申に記載したとおりです。	1
・市町村の一般廃棄物処理計画のフォローアップについても国が積極的に関与すべき。	・環境省において新たに創設される循環型社会形成推進交付金制度においては、国を含めて循環型社会形成推進地域計画の事後評価を行う仕組みとされていると聞いています。	1
・都道府県に対する国の支援策をより具体的に示すべき。	・一般廃棄物処理の主体は市町村であるため国の支援の対象は都道府県ではなく市町村となりますが、平成17年度より新たに創設される循環型社会形成推進交付金制度などにより支援されるものと聞いています。	1

パブリックコメント対象外の意見

御意見の概要	御意見に対する考え方・対応	同意見数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大生産者責任に言及し、法整備等により対応すべきではないか。</li> <li>・生産者責任強化の施策として、梱包物や説明書ではなく、製品本体に当該製品のリサイクル方法について記載するよう、法的な整備を行うべき。</li> <li>・基本的視点の中に拡大生産者責任に関連する記述を追加すべき。</li> <li>・生産者責任強化の施策として、梱包物や説明書ではなく、製品本体に当該製品のリサイクル方法について記載するよう、法的な整備を行うべき。</li> <li>・3Rの原則に従い、リデュースが最も優先されるべきであり、そのためには拡大生産者責任を明確にし、製造段階から廃棄物にならない・リサイクルしやすい製品を製造すべき。処分については事業者が行うべきであり、その費用は価格に上乗せすべき。</li> <li>・国は製品設計や有害な化学物質の使用等に対して規制を設けることと、使い捨て製品の上市の禁止、生産メーカーによる回収引き取り及び再使用や再生利用の義務化が必要。</li> <li>・拡大生産者責任を制度に組み込むことを明記し、具体的導入方法についてできる限り速やかに議論を開始すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本意見具申は、市町村による一般廃棄物処理の在り方について提言したものであり、製造事業者等による取組の在り方については言及していませんが、御意見は今後の審議の参考とさせていただきたいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>1</li> <li>1</li> </ul>

・経済的インセンティブはごみ袋購入時よりも商品購入時の方が大きい(ごみが出る量が少ない方を選ぶよりもより安い物を買おうとする方が大きい)。そこで、商品にごみ処分に要する費用を明記してはどうか。また、簡易な包装にしない業者に対して懲罰的課税をしてはどうか。ごみ処分費用を商品の価格に上乗せしてはどうか。そうすれば供給側はごみの少ない商品を用意するし、不法投棄をする動機も減少するし、総合コストも分かりやすい。

・有料化のみが進められるのは反対。拡大者責任も併せて検討すべき。

・ごみのリバウンド、不法投棄の問題の総合的施策という視点からも拡大生産者責任を確立すべき。

・意欲的に取り組んできた自治体の努力は評価されるべき。意識の低下の原因はむしろ様々なプラスチック容器の氾濫であり、製造事業者の発生抑制責任こそが問われる。

・市区町村ごとに異なる分別区分や排出区分を標準化し、広域的なリサイクルを進めることは評価できる。ただし、循環基本法に規定する優先順位に従うことが大前提である。とりわけプラスチックに容器包装リサイクル法の対象・対象外の両方について拡大生産者責任を徹底し、発生抑制を進め、その次にリサイクルを進めることが重要。

・廃棄物の発生抑制について自治体ができることは限られており、拡大生産者責任により製品の生産段階・流通段階での改善が重要であり、自治体の経験を生かして事業者が生産・流通の改善に反映できる仕組みが重要。

・拡大生産者責任を収集運搬から処分まで適用した場合のコストを分析し、各自治体は情報公開を市民に行うべき。

・製造・使用・リサイクルの段階で環境や健康に影響を及ぼす化学物質を出さないものに切り替えるべき。

1

3

1

1

1

1

1

・紙類に関する法整備等によるリサイクル制度を確立すべきで、資源回収業の組織化、大手製紙メーカー等再生し産業との連携を強化すべき。	1
・生産量や製品のデザインの改善の必要性及び具体的な措置についても言及すべき。	1
・生産者責任の追求と再使用優先の仕組みが問われる。	1
・適正処理困難物の引取を促進するためのデポジット制度も検討するなど、適正処理困難物対策を推進すべき。	1
・全ての使用済みの製品は事業者の手元に戻ってくる仕組みを作るべきで、全ての製品の処理費用も製品の価格に上乗せするべき。家電リサイクル法のように後から別途処理費用を取るような仕組みは不法投棄を誘発する。	1
・環境負荷が少ない提供している事業者に対しては法人税の減免等の措置を講じるべき。	1
・商品の価格に上乗せする形の方が良いのではないか。	3
・商品の価格に上乗せする形との比較を行うべきではないか	1
・有料化を推進する前に生産者に課税、処理責任を明確にする等、生産者責任を徹底すべき。	4
・デポジット制を導入すべきではないか。	4
・ごみの種類や材質が多岐にわたっており、市町村が全てのごみ処理を行うには無理がある。製品の原材料を把握している製造事業者が製造から最終処分までを行うべきで、処理費用は商品価格に上乗せすべき。また、コストには環境調査を従来より強化するための費用も盛り込むべき。	1
・過剰包装の規制、プラスチック類の製造・販売の規制、プラスチックから他の素材への転換の誘導、リサイクルしやすい素材への転換の誘導と規制、使い捨て容器への特別な税金賦課等製造業者への規制を強化すべき。	1
・国は拡大生産者責任の確立による「プラスチックの添加剤等の安全性の確保」「発生量の確保」「事業者による適正なりサイクル」が進められるよう考えるべき。	1

<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産抑制を進め、生産者責任を進め、製造物は全て企業に戻し、企業が処理すべき。自治体が処理することにより生産者は生産物の処分の責任を取っていない。企業自身がリサイクルしやすい製品を生産することが重要。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰包装の規制、プラスチック類の製造・販売の規制、プラスチックから他の素材への転換の誘導、リサイクルしやすい素材への転換の誘導と規制、使い捨て容器への特別な税金賦課等製造業者への規制を強化すべき。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチックの処理についても生産者の責任に置いて処理すべき。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチックは容り法を最大限利用することが重要であり、容り法の対象外であるプラスチックについても、最終的に製造者に戻る仕組み作りが重要。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックには素材別表示の義務化を推進すべき。</li> </ul>		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理時に有害な物質が発生させないインセンティブが働くことから、製品は生産者が全て処理するべきで、市町村は生ごみや草木類の処理のみを行うべき。</li> </ul>		3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製品については再利用に適した規格・素材の統一などを進め、それに適さないものは適正処理困難物ということで事業者回収に責任を持たせるなどの抜本的な制度改正が必要。</li> </ul>		2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場のひっ迫を理由にあげているが、産業界に対してプラスチック製品を減少させるよう働きかける。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋の有料化、使い捨て容器の課徴金等の導入も検討すべき。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩ビの規制や、プラスチック販売に係る安全性の説明を、国が行うべき。</li> </ul>		1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収ごみの質の不均一や不法投棄により、容器包装リサイクル法に取り組む自治体ほど負担が増える等の現状を記述すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装リサイクル制度については、現在、別途の場で検討されているところであり、御意見は参考とさせていただきます。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装のリサイクルを税負担で進めるうちには事業者によるリユース容器使用の自主的取組を促進することはできないため、容器包装リサイクル法の見直しにあたっては拡大生産者責任を徹底すべき。</li> </ul>		1

<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのプラスチック製品に容器包装リサイクル法を適用しリサイクルするようすべき。</li> <li>・容り法の改正にあたっては拡大生産者責任の考え方を取り入れるべき。</li> <li>・容器包装リサイクル法の指定法人について、多少汚れのあるプラスチックについてもリサイクルできる能力のある業者を指定して欲しい。</li> </ul>		<p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在一般廃棄物関連の統計については2年前の情報が最新となっているが、少なくとも1年前の情報が提供できるよう体制を整備すべきである。</li> <li>・環境省は廃棄物に対する高い理念を提示し、その目標に向かっての期限を区切って行動計画を策定し、政策を実行し、そのための手順を国民に示すこと。</li> <li>・市町村が処理責任を負うのは家庭から排出される生ごみや草木類に限定されるべき。</li> <li>・一般廃棄物の処理に関する法整備に関し、具体的に地方自治体から提起されている改正の問題点への対策について言及すべき(例:東京都廃棄物処理計画中に言及されている容り法・家電法)。</li> <li>・廃棄物処理業の許可にあたっては、環境影響評価書の提出や資力の審査を厳しく行うべき。また、廃棄物処理業者と地域住民が共生共存できる関係を築くことができるよう国、都道府県、市町村で指導すべき。設置を設置しようとする者は半径3km以内の住民・地権者全員に説明責任を負い、設置には当該住民の3分の2以上の賛成がいることとすること。また、公害による被害を抑えるため許可にあたっては同じ処理区域内で複数の業者に許可を与えないこと。会社の資産、会計、経理等の透明化を義務付けること。廃棄物処理業者の処理した廃棄物の量等の記録を付けさせ、保存させるべき。生活環境保全上の支障が生じた場合の責任の所在を明らかにしておくべき。業者の労働条件を改善させるべき。</li> <li>・生ごみリサイクル推進のため農薬や化学肥料の使用を禁止すべき。</li> </ul>	<p>・これらについては、今回の意見具申(案)の内容と直接関係するものではありませんが、紹介させていただくとともに、今後の審議の参考とさせていただきます。</p>	<p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設設置計画を都市計画の上位計画に位置付け、予め設置場所を決定しておくべき。</li> <li>・資源再生事業者と廃棄物処理事業者の概念を明確に区別しその育成を推進すべき。</li> <li>・少子高齢化社会の進展に伴い世帯数が減少することから、各世帯に現在存在している潜在的な廃棄物の発生に対する対応が必要。</li> <li>・産業廃棄物についても立入検査権限等を自治事務と位置付け、現場での権限確保及び人材育成を推進すべき。</li> <li>・産業廃棄物のうち、多量に発生する汚泥、プラスチック類の処理を優先的に進めるべき。</li> </ul>		1 1 1 1 1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブコメの活用状況の報告を提出者に行うこと。</li> <li>・委員全員にパブコメ意見を提示すること。</li> <li>・パブコメの意見募集期間が短い。</li> <li>・パブコメだけでなく、市民との対話の機会を多くして欲しい。</li> </ul>	<p>これらについては、今回の意見具申(案)の内容と直接関係するものではありませんが、紹介させていただきます。</p>	1 1 2 2